

令和 8 年度長崎県公立学校 教員採用選考第 1 次試験問題

教科・科目

特別支援 A

受験番号		氏名	
------	--	----	--

実施日 令和 7 年 5 月 11 日 (日)

令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験

特別支援A

※解答はすべて解答用紙の該当欄に記入すること。漢字で書くべきところは漢字で書くこと。

1

次の各問い合わせに答えよ。

問1 次の文は、「学校教育法施行規則」の第百二十七条から一部抜粋したものである。（ア）（イ）にあてはまる語句を書きなさい。ただし、同一記号には同一語句が入る。

特別支援学校の中学校部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに（ア）によって編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、（イ）である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに（ア）によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

問2 次の文は、特別支援学級に関する規定したものである。以下の各問い合わせに答えよ。

第八十一条 (略)

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 (①) 者

二 (②) 者

三 (③) 者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

(1) 上記の法令の名称を、正確に答えよ。

(2) 文中の（①）～（③）にあてはまる語句を、下の＜選択肢＞の中から1つずつ選び、記号で答えよ。

＜選択肢＞

ア. 言語障害

イ. 知的障害

ウ. 肢体不自由

エ. 自閉症

オ. 情緒障害

カ. 身体虚弱

問3 特別支援学級の教育課程については、学校教育法施行規則によって以下のように規定されている。
() にあてはまる語句を答えよ。

第百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項(略)の規定にかかわらず、() の教育課程によることができる。

2

次の各問い合わせに答えよ。

問1 次の文は、平成29年4月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」の「第1章 総則 第3節 教育課程の編成」から一部抜粋したものである。（①）～（④）にあてはまる語句を答えよ。

ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(ア) 各教科等の各学年、各段階、各分野又は各言語の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間の（①）を見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた（②）を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

(イ) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(ウ) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び（③）については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

(エ) 小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに指導内容の関連性等を踏まえつつ、（④）・関連的な指導を進めること。

問2 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行うことを何というか、答えよ。

問3 次の文は、平成29年4月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」の「第1章 総則 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」から一部抜粋したものである。以下の語句をすべて用いて、（　　）にあてはまる文を答えよ。

(3) 児童又は生徒が、（　　）必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

＜語句＞

社会的・職業的自立	学ぶこと	自己の将来	見通し
-----------	------	-------	-----

問4 次の文は、平成29年4月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」の「第1章 総則 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について述べたものである。文の内容が正しいものには○、誤っているものには×と答えよ。

- (1) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。
- (2) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
- (3) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容を取り入れることはできないこと。

問5 次の文は、令和3年6月に文部科学省が発行した「障害のある子供の教育支援の手引き」から一部抜粋したものである。以下の問い合わせに答えよ。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の子供の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、(①)の段階を考慮しつつ、(a)「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り(②)を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

- (1) (①)、(②)に当てはまる語句を答えよ。
- (2) 下線部(a)「合理的配慮」の観点について、以下の(③)、(④)にあてはまる語句を、下の<選択肢>から1つずつ選び、記号で答えよ。

【「合理的配慮」の観点1 教育内容・方法】

- <1-1 教育内容>
- 1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - 1-1-2 (③)の変更・調整
- <1-2 教育方法>
- 1-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - 1-2-2 学習機会や体験の確保
 - 1-2-3 心理面・(④)の配慮

<選択肢>

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| ア. 衛生面 | イ. 健康面 | ウ. 安全面 | エ. 学習内容 |
| オ. 学習環境 | カ. 学習集団 | | |

3

次の各問い合わせに答えよ。

問1 次の表は、文部科学省の「特別支援教育資料 令和4年度」を基に、国立、公立、私立特別支援学校高等部（本科）卒業者の卒業後の状況を示したものである。（①）～（④）においてはまる障害の種類を、下の＜選択肢＞から1つずつ選び、記号で答えよ。

<表>

区分		卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者等	社会福祉施設等入所・通所者	その他
特別支援学校高等部（本科）	計	21,191人 (100.0%)	399人 (1.9%)	337人 (1.6%)	6,342人 (29.9%)	48人 (0.2%)	12,943人 (61.1%)
	(①)	232 (100.0%)	86 (37.1%)	10 (4.3%)	25 (10.8%)	1 (0.4%)	84 (36.2%)
	(②)	442 (100.0%)	168 (38.0%)	34 (7.7%)	132 (29.9%)	— (—)	96 (21.7%)
	知的障害	18,489 (100.0%)	81 (0.4%)	244 (1.3%)	6,043 (32.7%)	46 (0.2%)	11,140 (60.3%)
	(③)	1,684 (100.0%)	47 (2.8%)	25 (1.5%)	84 (5.0%)	1 (0.1%)	1,418 (84.2%)
	(④)	344 (100.0%)	17 (4.9%)	24 (7.0%)	58 (16.9%)	— (—)	205 (59.6%)
							40 (11.6%)

出典：「学校基本調査」（文部科学省）

※進学者は、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者の計。

※教育訓練機関等は、専修学校（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者及び公共職業能力開発施設等入学者の計。

※就職者等は、自営業主等、常用労働者（無期雇用労働者、有期雇用労働者）の計。

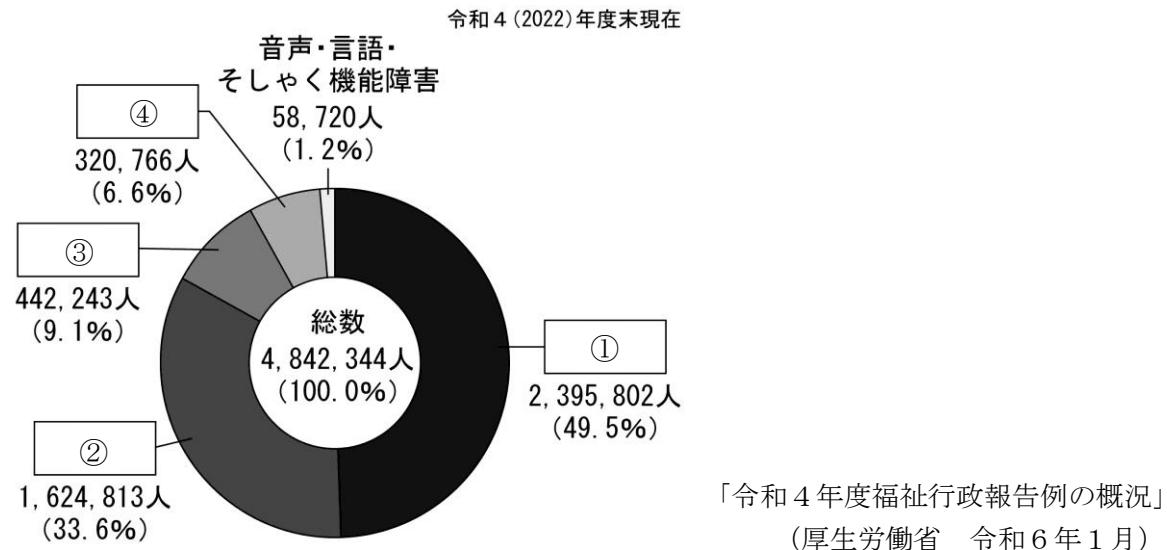
※社会福祉施設等入所・通所者は、児童福祉施設、障害者支援施設等及び医療機関の計。

<選択肢>

ア. 肢体不自由	イ. 視覚障害	ウ. 病弱・身体虚弱	エ. 聴覚障害
----------	---------	------------	---------

問2 次のグラフは、身体障害者手帳交付台帳登載数を障害の種類別に示したものである。グラフ中の①～④にあてはまる障害の種類を、下の<選択肢>の中から1つずつ選び、記号で答えよ。

<グラフ>



<選択肢>

- | | | | |
|---------|--------------|----------|---------|
| ア. 視覚障害 | イ. 聴覚・平衡機能障害 | ウ. 知的障害 | エ. 精神障害 |
| オ. 痴弱 | カ. 内部障害 | キ. 肢体不自由 | |

問3 次の(1)～(3)の各文は、障害者総合支援法の障害福祉サービスの内容について説明したものである。それぞれのサービス名を、下の<選択肢>から1つずつ選び、記号で答えよ。

- (1) 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
- (2) 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- (3) 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

<選択肢>

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ア. 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | イ. 就労移行支援 |
| ウ. 同行援護 | オ. 就労継続支援 (A型=雇用型) |
| カ. 生活介護 | キ. 行動援護 |

4

次の各問い合わせに答えよ。

問1 次の文は、知能発達検査について述べたものである。文中の（①）～（③）にあてはまる語句を＜選択肢＞の中から1つずつ選び、記号で答えよ。

知能発達検査としては、（①）知能検査、（②）を測定できるWechsler式知能検査が代表的である。また、（③）と習得度を分けて測定するK-A B C、K-A B C-IIがある。

<選択肢>

- | | | | |
|---------------------|---------------------|-----------|---------|
| ア. 田中ビネ一
オ. 個人内差 | イ. 新版SM式
カ. 精神年齢 | ウ. 認知処理能力 | エ. 適応行動 |
|---------------------|---------------------|-----------|---------|

問2 次の（1）、（2）の各文の症状がある眼疾患名を、次の＜選択肢＞の中から1つずつ選び、記号で答えよ。

（1）視神経組織が変性あるいは機能不全を起こした状態である。視野欠損が生じる。視力、視野の状態の個人差が大きいので、個々人の見え方の把握が大切である。

（2）^{もうまくかんたい}網膜桿体の機能低下が生じた状態である。その多くは進行性である。暗い所が見えにくい夜盲と周辺が見えない視野狭窄が生じ、歩くことや球技が難しくなる。

<選択肢>

- | | | |
|-------------------------|--------------------|----------|
| ア. 網膜芽細胞腫
エ. 網膜色素変性症 | イ. 白内障
オ. 視神経萎縮 | ウ. 視中枢障害 |
|-------------------------|--------------------|----------|

問3 次の（1）～（4）の視覚障害に関する各文について、説明の内容が正しいものには○、誤っているものには×と答えよ。

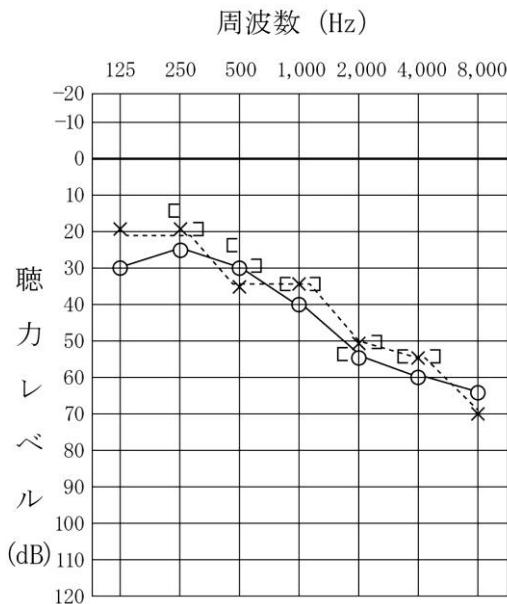
- （1）点字を常用する児童生徒にも、漢字は音と意味と字形をもっていることを理解させ、漢字の意味と音訓の読みについての理解を深めるようにすることが大事である。字形については、基礎的な文字について習得させることを基本として、児童生徒の実態に応じて対応するようする。
- （2）視覚障害教育では基礎的、基本的な事項について十分に時間をかけて、概念やイメージの枠組みの確立を促していくことが大事である。こうした「核になる観察や体験」を基に学習を発展させていく。
- （3）点字教科書は、原典となる検定教科書の内容に、削除・付加・修正などは行われていない。
- （4）特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科の保健理療科課程を卒業すると、「あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験」の受験資格を得ることができる。

問4 次の（1）～（5）の聴覚障害に関する各文について、説明の内容が正しいものには○、誤っているものには×と答えよ。

- （1）音のエネルギーが内耳の感覚細胞を刺激するまでという音響物理的な障害を感音難聴、感覚細胞から第一次聴覚野に至るまでという神経系の障害を伝音難聴と言う。
- （2）伝音性難聴は気導聴力レベルが70dBを超えない。
- （3）感音性難聴は低音部の障害が顕著である。
- （4）感音性難聴は治療が可能だが、伝音性難聴は一度低下してしまった聴力が回復することはない。
- （5）聴覚障害者には、小さな音がきこえない一方で大きすぎる音には過度に敏感で不快になってしまうという矛盾した特徴（聴覚の補充現象）がある。

問5 次の図を見て、以下の各問い合わせよ。

<図>



「特別支援教育の基礎・基本2020」（ジアース教育新社）より作成

(1) 図のような聴覚検査の結果を表すグラフを何というか。カタカナ7文字で答えよ。

(2) 上の図の聴力の状態について、正しいものを下の<選択肢>の中から1つ選び、記号で答えよ。ただし、平均聴力レベルは四分法（小数点以下は切り上げ）で算出するものとする。

<選択肢>

- ア. 2000 Hzの右耳の気導聴力は50 dBである。
- イ. 右耳の平均聴力レベルは38 dBである。
- ウ. 気導と骨導の聴力がほぼ同じなので、感音性の難聴である。
- エ. 聞こえの状態としては、静かな環境における通常の話声を0.2～1.5 mの距離であればかろうじて聞き取れる。

問6 次の文は、令和3年6月に文部科学省が発行した「障害のある子供の教育支援の手引き」から一部抜粋したものである。文中の（①）～（⑤）にあてはまる語句を下の＜選択肢＞の中から1つずつ選び、記号で答えよ。

学習障害のある子供の場合には、（①）や自閉症の障害の特性を併せ有する場合もあるため、それらの障害の特性も踏まえて教育的ニーズに応じた指導の目標や内容を設定することに留意する必要がある。

なお、学習障害のある子供の場合、学習に対する（②）や対人関係及び（③）でのストレス等によって、情緒が不安定になったり（④）が低下したりするなどして、不安や（⑤）等を伴う二次的な障害につながるケースもある。また、学年が進行すると、全般的な学力不振や低学力、怠学といった状態に表面的には見えてしまうこともある。

＜選択肢＞

- | | | |
|----------------|--------------|---------|
| ア. 全般的な知的発達の遅れ | イ. 注意欠陥多動性障害 | ウ. 不全感 |
| エ. 運動面 | オ. 生活面 | カ. 自尊感情 |
| キ. 認知機能 | ク. うつ症状 | |

問7 令和3年6月に文部科学省が発行した「障害のある子供の教育支援の手引き」に示されている自閉症の特徴を3つ挙げよ。

問8 次の文は、食物アレルギーについて述べたものである。文中の（　　）にあてはまる語句を、下の＜選択肢＞の中から1つ選び、記号で答えよ。

治療の原則は原因食品を摂取しないことであるが、万が一症状が出現した場合は速やかに適切な対処を行うことが重要である。じんましんなどの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬、ステロイド薬の内服や経過観察により回復するが、呼吸困難やショックなどの重篤な症状に対しては（　　）自己注射薬を早期に注射する必要がある。

＜選択肢＞

- | | | |
|-------------|-----------|----------|
| ア. アナフィラキシー | イ. アドレナリン | ウ. インスリン |
|-------------|-----------|----------|

5

次の各問い合わせに答えよ。

問1 次の文は、平成29年4月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」の「第2章 各教科 第1節 小学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」から一部抜粋したものである。(①)～(⑤)にあてはまる語句を漢字で答えよ。ただし、同一記号には同一語句が入る。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して(①)等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や(②)の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の姿勢や(②)の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な(③)や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童の学習状況や病気の状態、(④)の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、(⑤)を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

以下略

問2 次の文は、平成30年3月に出された「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」の「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について」から一部抜粋したものである。文中の(①)、(②)にあてはまる語句を答えよ。ただし、同一記号には同一語句が入る。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での(①)を基盤として、学習や(①)の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、(②)、作業学習などとして実践されており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。

問3 次の表は、平成29年4月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」の「第2章 各教科 第1節 小学部 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 第1 各教科の目標及び内容 [国語] 聞くこと・話すこと」の各段階の内容についてまとめたものである。（①）～（⑤）にあてはまる語句を、下の＜選択肢＞から1つずつ選び、記号で答えよ。ただし、同一記号には同一語句が入る。

<表>

1段階	2段階	3段階
ア 教師の話や（①）に応じ、音声を（②）したり、表情や身振り、簡単な話し言葉などで表現したりすること。 イ 身近な人からの話し掛けに注目したり、応じて答えたりすること。 ウ 伝えたいことを思い浮かべ、身振りや音声などで表すこと。	ア 身近な人の話に慣れ、簡単な事柄と語句などを結び付けたり、語句などから事柄を思い浮かべたりすること。 イ 簡単な指示や（③）を聞き、その指示等に応じた行動をすること。 ウ 体験したことなどについて、伝えたいことを考えること。 エ 挨拶をしたり、簡単な（④）などを表現したりすること。	ア 絵本の（①）などを通して、出来事など話の大体を聞き取ること。 イ 経験したことを思い浮かべ、伝えたいことを考えること。 ウ 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどについて思い付いたり、考えたりすること。 エ 挨拶や電話の受け答えなど、決まった言い方を使うこと。 オ 相手に伝わるよう、発音や声の大きさに気を付けること。 カ 相手の話に（⑤）をもち、自分の思いや考えを相手に伝えたり、相手の思いや考えを受け止めたりすること。

<選択肢>

a. 音読	b. 読み聞かせ	c. 説明	d. 模倣	e. 台詞
f. 質問	g. 工夫	h. 劇	i. 関心	j. 意欲

特別 支援A	受験 番号		氏名	
-----------	----------	--	----	--

令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

1

10点 (問1 問2(1) 問3 各2点、問2(2) 完全解答 2点)

問1	ア	自立活動	
	イ	知的障害者	
問2	(1)	学校教育法	
	①	イ	
	(2)	②	ウ
		③	カ
問3	特別		

特別支援A	受験番号		氏名	
-------	------	--	----	--

令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

2

24点 (問4 各1点、問1 問2 問5 各2点 問3 3点)

問1	①	まとまり	②	授業改善
	③	外国語活動	④	合科的
問2	訪問教育			
問3	学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて			
問4	(1)	○	(2)	○
	(3)	×		
問5	(1)	①	発達	合意形成
	(2)	③	エ	イ

特別 支援A	受験 番号		氏名	
-----------	----------	--	----	--

令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

3

18点 (問1 各1点、問2~3 各2点)

問1	①	イ	②	工
	③	ア	④	ウ
問2	①	キ	②	力
	③	イ	④	ア
問3	(1)	キ		
	(2)	イ		
	(3)	オ		

特別支援A	受験番号		氏名	
-------	------	--	----	--

令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

4

29点 (問1～4 問6 問8 各1点、問5 各2点、問7 5点)

問1	①	ア	②	オ	③	ウ
問2	(1)	オ	(2)	エ		
問3	(1)	○	(2)	○	(3)	×
	(4)	×				
問4	(1)	×	(2)	○	(3)	×
	(4)	×	(5)	○		
問5	(1)	オージオグラム			(2)	ウ
問6	①	イ	②	ウ	③	オ
	④	カ	⑤	ク		
問7	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との社会的関係の形成の困難さ。 					
	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の発達の遅れ。 					
	<ul style="list-style-type: none"> ・興味や関心が狭く特定のものにこだわること。 					
問8	イ					

特別支援A	受験番号		氏名	
-------	------	--	----	--

令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

5

19点 (問1～2 各2点、問3 各1点)

問1	①	言語概念		②	認知			
	③	補助具		④	授業時数			
	⑤	自己理解						
問2	①	生活						
	②	生活単元学習						
問3	①	b	②	d	③	c		
	④	e	⑤	i				